

埼玉県シラコバト保護計画



(撮影 小峯 昇氏)

平成26年3月
(令和8年8月改定)
埼玉県

目 次

第 1	埼玉県シラコバト保護計画の策定にあたって	1
第 2	計画の目的	1
第 3	計画見直しの考え方	1
第 4	シラコバトについて	2
第 5	本県におけるシラコバトの現状	3
1	平成 23 年度（2011 年度）までの生息状況	
2	平成 24 年度（2012 年度）以降の生息状況	
3	動物園等における飼育状況	
第 6	推察される生息数減少の要因	1 1
1	市街化による影響	
2	家畜飼養戸数の減少と家畜の飼養管理徹底の影響	
3	天敵に関すること	
4	種間関係	
第 7	見直し後の計画の区域	1 2
第 8	見直し後の計画の内容	1 2
1	基本方針	
2	野生環境（生息域内）保全に向けた検討	
3	保護増殖施設（生息域外）保全の推進	
4	県民への普及・啓発	
第 9	シラコバト保護対策検討会議による検討	1 5
【参考文献】		1 6
【付録】		
第 1	昭和 23 年～令和 7 年（1948～2025 年）のシラコバト 調査結果の推移	1 7
第 2	シラコバト行動実態調査によって得られた生態的知見	1 9
第 3	文化財保護法に基づく諸手続きについて	2 1
第 4	埼玉県シラコバト保護計画策定・改定の経緯	2 9

第1 埼玉県シラコバト保護計画の策定にあたって

シラコバトは、我が国には江戸時代に人為的に持ち込まれ、埼玉県の東部地域を中心に定着したと考えられているが、昭和31年（1956年）に、国内における希少性から「越ヶ谷のシラコバト」として国の天然記念物に指定された。また、昭和40年（1965年）には埼玉県の「県民の鳥」に指定され、以来、県のシンボルとして親しまれている。

平成20年度（2008年度）に日本野鳥の会が実施した調査報告において、生息域の縮小と個体数の減少が示された。埼玉県では平成24年度（2012年度）以降シラコバト生息状況調査を実施するとともに、シラコバト保護対策検討会議を立ち上げシラコバトの保護対策を検討している。

本計画は、国の天然記念物であり「県民の鳥」として親しまれているシラコバトを、将来にわたって県のシンボルとして安定的に保全するための方策を取りまとめたものである。

第2 計画の目的

本計画は、シラコバトの生息状況を把握し、生息域内外で保護・増殖することにより、国の天然記念物であり「県民の鳥」として親しまれているシラコバトを将来にわたって県のシンボルとして安定的に保全することを目的とする。

なお、シラコバトが海外からの移入種であることも指摘されているが、江戸時代には生息していたことは確かである¹。県東部の平野部の農村環境に適応して生息し、古くから保護の取組が行われ県民に親しまれてきた歴史的経緯も踏まえて、埼玉県の自然・文化を象徴する広義の在来種として保護していくことが望ましい。

第3 計画見直しの考え方

当初計画（平成26年）では、野生環境におけるシラコバトの個体数を調査し、その数が現状維持あるいは増加傾向になった場合も想定した上で、野生環境（生息域内）及び保護増殖施設内（生息域外）での保全に係る基本方針を立てていた。それに基づき、保護増殖施設内のシラコバトの個体数を維持しつつ、野生で暮らすシラコバトの営巣地の保護や採餌環境の保全を行うことも念頭に、計画の実行に取り組んできたところである。

しかしながら生息状況調査の継続実施の結果、野生環境でのシラコバトの個体数は現在7羽と推計されており、当初計画策定時の103羽から劇的に減少しているため、これまで採られてきた、シラコバトの野生個体数が現状維持あるいは増加傾向になった場合を想定した保全策は、このような状況を踏まえると妥当ではない。

¹ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。外来生物法）は、明治元年以降に日本に導入された生物を対象としており、それ以前の時代の生物については確かな記録を確認するのが困難という理由で対象外とされている。

そこで、今回の計画見直しにおいては、野生個体数の大幅な減少を前提に、本計画の目的であるシラコバトの将来にわたる安定的な保全をどのように図っていくかということを主眼に基本方針を改め、実効的な対策を取っていくこととする。

第4 シラコバトについて

シラコバト (*Streptopelia decaocto*) は、ハト目ハト科に属するキジバトの仲間、やや小型で尾が長く、体色はキジバトと比べ淡い灰褐色～紅灰褐色をしており、首に黒い横線が走っているのが特徴である。世界では、中央アジアやヨーロッパ、北アフリカを中心に広く自然分布し、北米にも導入されて分布を拡大している。国内では、江戸時代に人為的に持ち込まれ、本県の東部地域を中心とした関東平野に定着したとする説が有力となっている。

また、関東以外で西日本を中心にシラコバトの確認記録が報告されており、大陸からの飛来と考えられていると記載されている（小峯 2023）。

江戸時代には、埼玉県東部から千葉県にかけての広い範囲が将軍家や紀伊徳川家の御猟場となっており、その獲物として導入されたシラコバトが多数生息していたと考えられている。その後、明治維新により狩猟が解禁されたことや、戦中・戦後の乱獲によって個体数が激減し、一時は越谷市の宮内庁埼玉鴨場周辺に数十羽が認められるだけになった。

これを受け、昭和 22 年（1947 年）の狩猟法改正で狩猟鳥から除かれ、昭和 31 年（1956 年）には「越ヶ谷のシラコバト」の名称で国の天然記念物に指定された。なお、指定名称は「越ヶ谷の」となっているが、地域を定めない種としての指定であり、指定理由は「特有の産ではないが日本著名の動物としてその保存を必要とするもの」及び「家畜以外の動物で海外より我が国に移植され現時野生の状態にある著名なもの」とされている。

その後は、順調に個体数を回復して分布範囲を広げ、昭和 57 年（1982 年）の県教育委員会の報告では推定生息個体数約 1 万羽、分布は東京・埼玉・千葉・茨城・栃木の 1 都 4 県に及ぶことが確認された。昭和 40 年（1965 年）には愛鳥思想の普及を目的に「県民の鳥」に指定され、平成 16 年（2004 年）にはシラコバトをモデルにした埼玉県のマスコット「コバトン」ができるなど、県のシンボルとして親しまれてきた。

しかし、平成 12 年（2000 年）頃を境に、県東部の各地で見られたシラコバトが減少していることが指摘されるようになった。日本野鳥の会や県環境部による調査の結果、個体数減少と低密度化が確認され、野生状態での絶滅が危惧される状況となっている。埼玉県レッドデータブック動物編 2018（第 4 版）では絶滅危惧 I B 類に区分されている。

なお、環境省レッドリスト 2020 では絶滅危惧 I B 類に区分されていたところ、令和 8 年（2026 年）3 月公表の環境省第 5 次レッドデータブックでは、シラコバトは迷鳥あるいは移入種として取り扱うことが妥当と考えられるため、評価対象としないという理由でレッドリスト不掲載となっており、本県レッドデータブック動物編におけるシラコバトの取扱いについても今後検討していく。

第5 本県におけるシラコバトの現状

1 平成23年度(2011年度)までの生息状況

(1) 分布・個体数の変遷

本計画では、シラコバトの分布・個体数の変遷について大きく5期に整理し、改めて各期の特徴と変遷を記述する。

ア【増殖期】 移入? ～ 江戸時代(～1867年)

シラコバトの起源については、飼鳥として輸入されたものが逸出あるいは鷹狩の獲物として放鳥された(高島 1957, 小杉 1972)、弥生時代以降に大陸から自然伝播した(伏原 1977)等、諸説ある。最近では、分子系統学的研究の知見も取り入れた「日本鳥類目録 改訂第8版」(日本鳥学会 2024)において、関東の個体群は移入起源であるとする説が採られている。

いずれにしても、宇田川(1949)は「徳川時代には関東平野の全域に分布して居た事が古文献により推測される」としており、鉄砲所持の禁止や、県東部～千葉県に広がっていた将軍家・紀伊徳川家などの御鷹場における保護政策により、江戸時代には分布・個体数を増やしていたと考えられている。

イ【漸減期】 明治時代 ～ 第2次世界大戦前(1868～1944年)

明治維新後の狩猟解禁後は、江戸時代の反動もあって野生鳥獣の乱獲が行われ、コウノトリ、トキ、ニホンオオカミ等、多くの野生鳥獣が減少期を迎える。シラコバトについても、大正9年(1920年)頃の鳥市場で死体が山積になるほど入荷されていたという報告(三島 1957)もあり、狩猟がシラコバトの生息に大きな影響を及ぼしていたことがうかがえる。唯一の例外として、越谷市を含む江戸川流域が明治16年(1883年)に「江戸川筋御鷹場」として禁猟区に指定されたことにより、この地域を中心にシラコバトが残されていくことになる。

昭和2年(1927年)、後に天然記念物の指定に関わることになる黒田長禮は、シラコバトの減少を初めて報告し、狩猟鳥からの除外と天然記念物の指定を提案した(黒田 1927)。この文献には、埼玉県(北葛飾郡・埼玉郡・北足立郡)、千葉県(東葛飾郡)、東京都(南足立郡・北豊島郡・南葛飾郡)の地名が示され、シラコバトの分布を明示した最初の報告となっている。

越谷の鴨場周辺では、1,000㎡あたり10～15羽を確認できたという記録(宇田川 1949)があるが、東京や千葉では局所的に少数羽しか見られなくなり、明治維新から約70年で、1都2県の限られた地域に分布するのみとなった。

ウ【激減期】 戦中・戦後 ～ 天然記念物指定前(1945～1955年)

第2次世界大戦末期～終戦にかけて、極度に悪化した食糧事情から、捕らえやすいシラコバトは以前にも増して乱獲され、個体数を減らしていく。終戦後、昭和22年(1947年)には狩猟法施行規則が改正され、シラコバトは狩猟鳥から除かれたが、昭和23年(1948年)の越谷周辺では、御鷹場を中心とした半径2kmに約60羽が確認されたに過ぎなかったという(宇田川 1949)。

この報告を機に、各地の残存個体が報告されるようになるが、千葉県市川市にある新浜御猟場では昭和 31 年（1956 年）（三島 1957）、東京都府中市では昭和 25 年（1950 年）頃の記録（東京都公害局 1975）を最後に報告例が途絶えた。

越谷周辺でも個体数の少ない状況が続き、昭和 29 年（1954 年）に文化財保護委員会専門委員として調査を行った黒田長禮は僅か 22 羽を認めたに過ぎず、昭和 31 年（1956 年）、シラコバトは天然記念物に指定されるに至る。

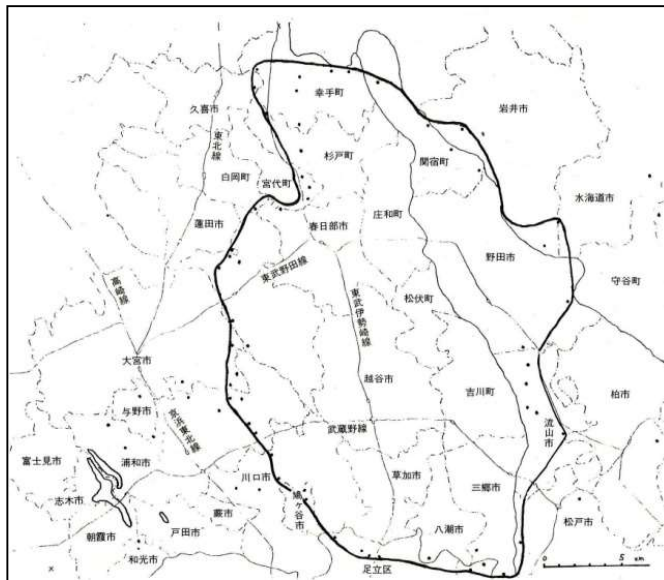
エ【漸増期】 天然記念物指定後 ～ 平成 12 年頃（1956～2000 年頃）

その後は、狩猟鳥から除かれ世相も安定してきたことから個体数を増やし、昭和 36 年（1961 年）に 160 羽（小杉 1965）、昭和 38 年（1963 年）に 193 羽（宇田川 1967）、昭和 41・42 年（1966-1967 年）に 399 羽（県農林部林務課 1967）、昭和 42・43 年（1967-1968 年）には 580 羽（黒田 1969）が報告されている。

分布範囲も、指定当時の御猟場を中心とした半径 2km（宇田川 1949）から、昭和 36 年（1961 年）には半径 4.5km（小杉 1965）に広がり、宅地化による分布変化を伴いつつも、次第に春日部市、松伏町、吉川町（現・吉川市）の一部にも見られるようになる。昭和 42～43 年（1967-1968 年）の調査では、庄和町（現・春日部市）、三郷町（現・三郷市）、岩槻市（現・さいたま市）や千葉県野田市にも広がり、分布面積は約 90 平方 km に達した（黒田 1969）。

昭和 53～56 年（1978-1981 年）の調査では、分布範囲は東京・埼玉・千葉・茨城・栃木の 1 都 4 県 500 平方 km に及び、個体数は約 1 万羽と推定された（県教育委員会 1982）。この報告書には、急速な分布拡大について、30 年ほどでシラコバトがヨーロッパ全土（2,000km 以上）に広がった事例が紹介され、大きな状況変化がない限りこの傾向が続くと予想されている。一方で、市街化の進行によりシラコバトが減少した地域もあり、また、採餌を従来の畑などではなく養鶏場に依存している個体群も多いことが指摘され、今後さらなる市街化により養鶏場が減少すれば、これらの養鶏場依存個体群は消滅することが示唆されている。

この後、しばらく分布・個体数の調査は行われなかったが、平成 12・13 年（2000-2001 年）に行われた調査では、分布面積が 1000 平方 km 以上に達しており、群馬県にも分布が広がっていることが報告された（橋口ほか 2008）。



昭和 55・56 年（1980-1981 年）の分布範囲



分布の変遷

（県教育委員会 1982）

オ【減少期】 平成 12 年頃（2000 年頃）～平成 23 年度（2011 年度）

平成 12 年（2000 年）頃を境に、県東部の各地で見られたシラコバトが減少していることが指摘されるようになる。

日本野鳥の会会員による平成 20・21 年（2008-2009 年）の調査の結果、分布面積は 150 平方 km、下限個体数は 68 羽（越冬期）と、面積・個体数とも急減していることが報告された（小荷田ほか 2011）。要因としては、鳥インフルエンザ対策として畜舎への野鳥の侵入防止が徹底されたことが、分布域の縮小に影響したと考察されている。

（2）生息環境・生態の変化

過去の分布・個体数の変動と関係が深く、今後の保全策検討に当たっても重要となるシラコバトの生息環境・生態の変化について概観する。

ア 耕作地随伴型の時代

江戸時代から戦後しばらくの間は、シラコバトは関東平野の農村環境に適応した暮らしを行っていたと考えられている。

過去の文献には、「周年見られ多数繁殖する。営巣は村落付近の林・農家の樹木等に多い」（野口 1943）、「耕作地随伴型の生活型をもつ鳥であり、採餌場としての広い耕作地、営巣場所・埒としての屋敷林、水場としての河川の存在が重要」（黒田 1969）との記述がある。

県農林部林務課（1967）にも生息地に共通する特徴として以下の 3 点が挙げられている。

1. 餌場となる耕作地がある
2. 埒あるいは営巣地となる防風林・竹林・宅地林等がある
3. 水のみ場となる細い水路がある

県教育委員会（1982）は、埒から採取したフンの分析からイネ科・カヤツリグサ科の野草や蔬菜類を多く食べていることを明らかにし、また農家への聞き取り

調査により、畑では豆類、トウモロコシ、野菜類を採食していることを報告した。耕作地や、耕作地周辺の開けた場所を餌場としていることを示す報告といえる。

営巣場所については、屋敷林や庭木の様々な樹木（高さ 2～4m 中心）を利用していることに加え、屋根裏や鉄骨といった人造物への営巣も半数近くあったことが報告されており（県教育委員会 1982）、必ずしも農家建築・屋敷林が必要というわけではないようである。

原産地である中央アジアには、砂漠・ステップなどの乾燥地帯が多いことから、シラコバトは森林性の鳥ではないことが予想でき、日本のような多湿の気候において、年間を通して自立した採餌環境を確保することは困難と考えられる。狩猟の影響により減少した時代はあったが、基本的にはシラコバトは平坦な田畑の広がる関東平野の農村地帯の二次的環境に適応し、広く生息してきたものと考えられる。

イ 養鶏場依存へのシフト

埼玉県教育委員会（1982）は、越谷市周辺で実施した鳥相調査の結果、従来の説のとおり「餌場としての耕作地、埤・営巣地としての樹林地、水場」が重要であることを裏付けた。「市街化の著しいメッシュでも、採餌場となる養鶏場があり樹木やオープンスペースの多い団地や工業団地、公園や社寺のある場所では、シラコバトが相当数生息する」結果を報告した。

さらに、個体数と土地利用との関連を検討した結果、個体数と養鶏場の数に相関があることを指摘するとともに、フンの分析や農家・養鶏場への聞き取り調査からも、畑の豆類等に加えて養鶏場の飼料も採餌していることがわかった。

以上より、狩猟対象からの除外と天然記念物指定により狩猟の影響から解放されて着実に分布を広げていった一方で、戦後の県東部の市街化に伴い、シラコバトの採餌場所は従来の畑や農家周辺から、養鶏場及び市街地周辺のオープンスペースにシフトしていったと考えられる。

2 平成 24 年度（2012 年度）以降の生息状況

日本野鳥の会会員による面積・個体数急減の報告（小荷田ほか 2011）を受けて、今後の保護方策検討のための基礎データとして、県環境部では平成 24 年度（2012 年度）からシラコバト生息状況調査を実施している。

（1）調査方法等

- | | |
|--------|--|
| ア 調査目的 | 県内におけるシラコバトの生息数、生息及び採餌環境等を調査し、シラコバトの保護対策を検討するための基礎資料とする |
| イ 調査期間 | 越冬期（平成 24～29 年度（2012-2017 年度）、令和元～7 年度（2019-2025 年度））及び繁殖期（平成 24 年度（2012 年度）及び平成 30 年度（2018 年度）） |
| ウ 調査地点 | 目撃情報のあった地点及び過去の調査で生息していた地点
（1:25000 地形図を 4 等分したブロック、約 5km 四方） |
| エ 調査方法 | 各調査地点における下限生息個体数推定のための定点調査（30 分カウント）等 |

（2）平成 24 年度（2012 年度）～令和 7 年度（2025 年度）の調査結果

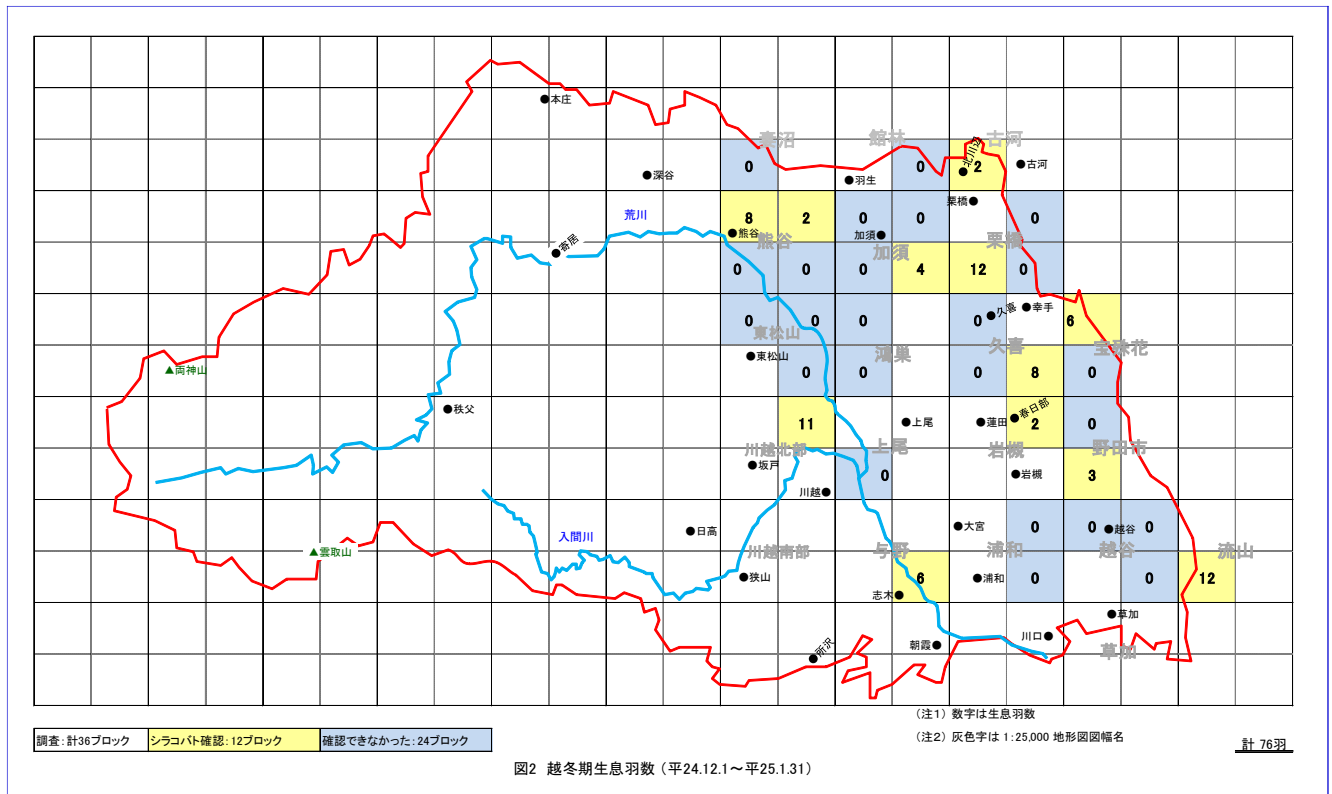
平成 24 年度 (2012 年度) 調査時点で、分布面積は昭和 53～56 年 (1978-1981 年) の調査結果から大きく縮小し、個体数も極めて少なくなっていることが明らかとなった。その後、令和 7 年度 (2025 年度) にかけて個体数は激減している。

調査年度	調査時期	調査対象 ブロック数	うち生息確認 ブロック数	個体数 (羽)
H24 (2012)	繁殖期	32	9	24
H24 (2012)	越冬期	36	12	76
H25 (2013)	越冬期	19	16	107
H26 (2014)	越冬期	24	15	103
H27 (2015)	越冬期	24	14	103
H28 (2016)	越冬期	15	14	66
H29 (2017)	越冬期	16	15	75
H30 (2018)	繁殖期	17	13	44
R1 (2019)	越冬期	16	9	38
R2 (2020)	越冬期	14	5	29
R3 (2021)	越冬期	16	6	42
R4 (2022)	越冬期	14	3	29
R5 (2023)	越冬期	11	3	17
R6 (2024)	越冬期	9	3	16
R7 (2025)	越冬期	9	2	7

ア 平成 24 年度（2012 年度）越冬期調査結果

36 調査ブロック中 12 ブロックで生息が確認され、面積は 300 平方 km、調査員が目視で確認できた個体数は、76 羽であった。

<24 年度（2012 年度）越冬期：12 ブロック、76 羽>

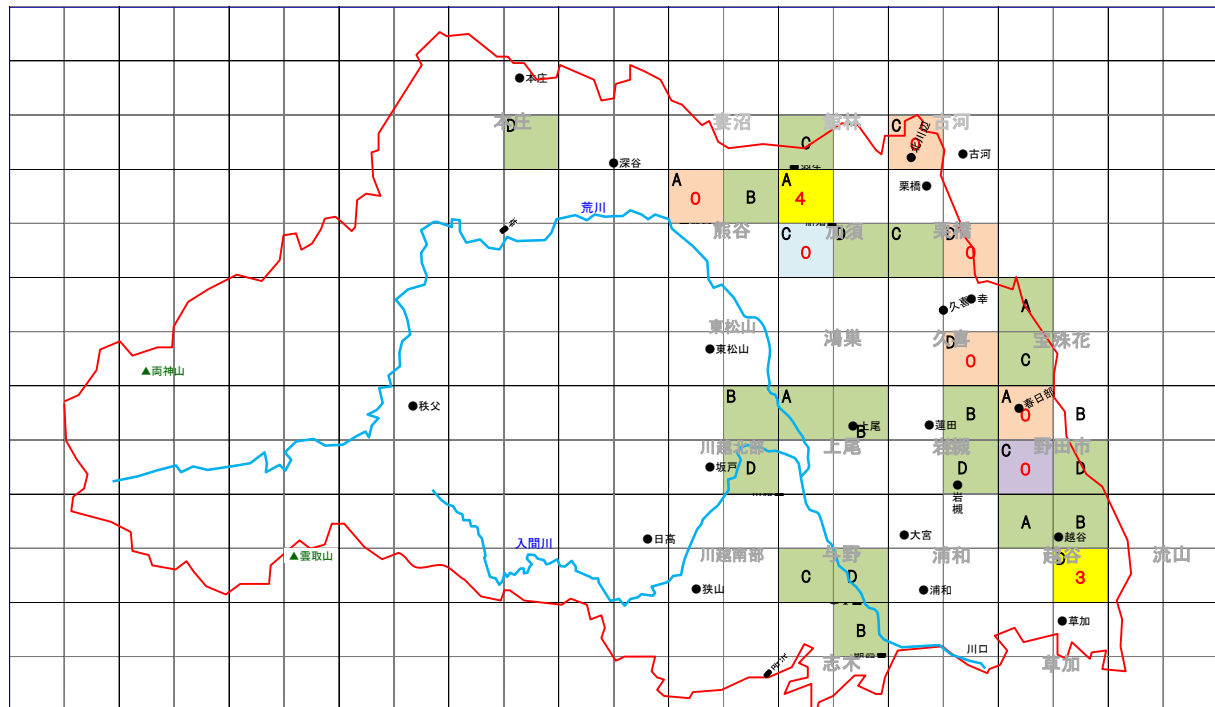


イ 令和7年度（2025年度）越冬期調査結果

9 調査ブロック中2ブロックで生息が確認され、面積は50平方kmであった。

調査員が目視で確認できた個体数は、7羽であり、平成24年度（越冬期）の約9%となっている。

<令和7年度（2025年度）越冬期：2ブロック、7羽>



(注) 灰色字は1:25,000地形図図幅名

令和7年度越冬期 生息羽数：計 7羽

R7調査対象ブロック	【内 訳】				R7調査対象外ブロック (過去調査対象)
	R5～R7生息確認ブロック	R5～R7何れか 生息確認ブロック	R5～R7何れも 生息確認していない ブロック(※)	R7目撃情報等新規	
9	2	1	5	1	19
R7生息確認ブロック	2	0	0	0	

※ブロックによっては、R5～R7のうち調査対象に含んでいない年度もある。

図3 越冬期生息数 (R7.12.1～R8.1.31)

3 動物園等における飼育状況

令和7年度（2025年度）末現在、県内5つの動物園等においてシラコバトを飼育し、環境教育及び普及啓発の推進に貢献している。これらの施設は、種の保存、すなわち絶滅を防ぐ役割を担っているとともに、今後の生息域外保全を考える上でも重要な拠点となると考えられる。

県内で飼育されているシラコバトのほとんどは、かつて県養鶏試験場（日高市）で飼育・繁殖されたものが起源である。昭和41年（1966年）、県農林部林務課による生態調査で4羽が捕獲された記録があるほか（県農林部林務課1967、現状変更許可記録）、昭和43・44年（1968-69年）には寄居町、日高町（現・日高市）、新座町（現・新座市）で各20羽程度の放鳥が行われ、また県養鶏試験場で人工孵化に成功したとの記録があり（県教育委員会1982）、この頃から県養鶏試験場において飼育繁殖が続けられてきた。

その後、平成8年（1996年）に県養鶏試験場が県農林総合研究センター畜産試験場（当時、熊谷市）に組織改編・移転されたのを機に、各動物園に順次シラコバトの譲渡が行われた。平成23年（2011年）に大宮公園小動物園に39羽が譲渡されたことを最後に、県農林総合研究センターにおけるシラコバトの飼育が終了した。

東武動物公園のシラコバトについて、野生のシラコバトがバードドーム内の餌を採餌するため出入りしていることが確認されていた。平成25年度（2013年度）に実施したバードドームの改修工事完了の際にバードドーム内から追い出しきれなかった個体について文化財保護法に基づき、文化庁に対し国指定天然記念物現状変更の許可を申請し、平成30年度（2018年度）に許可され飼育が開始された。

【県内施設における飼育状況】

施設名	所在地	飼育開始			令和8年 (2026年) 3月末現在の 羽数
		年	譲渡元	羽数	
狭山市智光山公園 こども動物園	狭山市	平成13年 (2001年)	農林総合研究センター	2	63
埼玉県 こども動物自然公園	東松山市	平成20年 (2008年)	農林総合研究センター	4	12
大宮公園小動物園	さいたま市	平成22年 (2010年) 平成23年 (2011年)	こども動物自然公園 農林総合研究センター	4 39	179
越谷市大吉公園 キャンベルタウン 野鳥の森	越谷市	平成20年 (2008年) 平成23年 (2011年) 平成25年 (2013年)	農林総合研究センター 農林総合研究センター こども動物自然公園	4 4 2	20
東武動物公園	宮代町	平成30年 (2018年)			30程度

※令和8年（2026年）3月末現在、計304羽程度

第6 推察される生息数減少の要因

1 市街化による影響

明治以降、シラコバト減少の主要因は、狩猟の影響にあった（黒田 1927, 宇田川 1949）。新たな危機として生息環境の破壊（農村の都市化）を指摘したのは、小杉（1965）である。昭和 30 年（1955 年）頃からの高度経済成長により県東部でも都市化が進行し、昭和 53～56 年（1978-1981 年）の調査においても、市街地が多く畑や緑のある住宅地が少ないメッシュでは生息密度が低いことが報告されている（県教育委員会 1982）。

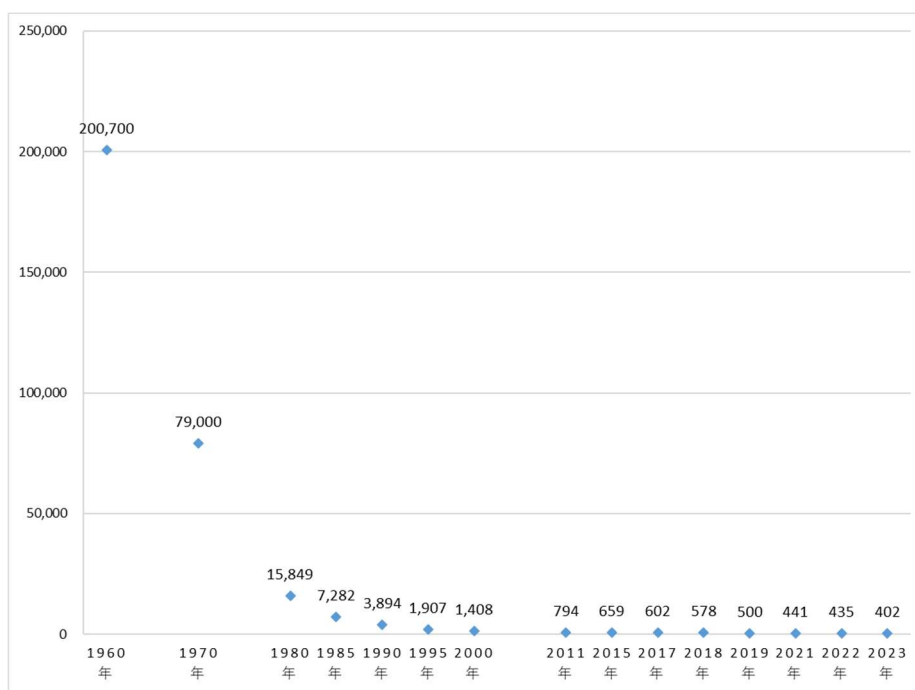
従来の耕作地随伴型の行動様式を考えると、耕作地の減少は餌場としての畑やオープンスペースの減少を、屋敷林等の減少は埒・営巣地の減少を、河川の直線化・コンクリート護岸化や暗渠化は水のみ場の消失を意味する。餌場となる養鶏場があるなどの特殊な事情がない限り、市街化の進行に伴い、シラコバトの生息は難しくなると考えられる。

2 家畜飼養戸数の減少と家畜の飼養管理徹底の影響

県教育委員会（1982）で報告された養鶏場等の畜舎依存の傾向は、その後も続いたと考えられる。小荷田ほか（2011）でも畜舎を中心とした分布が報告され、平成 24 年度以降の生息状況調査においても畜舎に依存していると考えられる報告事例が多数あった。

しかし、県内の家畜飼養戸数は昭和 35 年（1960 年）200,700 戸から令和 5 年（2023 年）402 戸に激減。さらに平成 16 年（2004 年）の国内での高病原性鳥インフルエンザ発生を機に、畜舎への野鳥の侵入防止が一層徹底されるようになった。

小荷田ほか（2011）は、家畜飼養戸数の減少に加えて、畜舎への侵入が遮断されたことが、シラコバトの分布域縮小に大きく影響した可能性があることを指摘している。



県内の家畜飼養戸数の変遷（県農林部資料より）

3 天敵に関すること

シラコバトの天敵となるオオタカをはじめとした猛禽類やハシブトガラスなどが都市部において増加していることが、シラコバトの生息に影響を及ぼしている可能性がある。オープンスペースで採餌を行う際の直接的な被害に加えて、巣の被害や、天敵からのストレスによる繁殖放棄なども考えられる。

4 種間関係

ハト科の種間関係、すなわち同じハト科であるドバト、キジバトとの競合関係の有無については、シラコバトが準住宅地～準農耕地、ドバトが住宅地～準住宅地（農耕地も採餌場として利用）、キジバトが農耕地中心（都市環境にも適応）と、互いに住み分けている傾向が報告されており（県教育委員会 1982）、生息数減少の要因になっている可能性は小さいと考えられる。

第7 見直し後の計画の区域

当初計画策定時における計画の区域に、シラコバト分布域の周辺区域を追加し、「本県東部地域を中心とするシラコバト分布域とその周辺区域、及び第8の3の保護増殖施設（生息域外）での保全対策を行う区域」とする。

第8 見直し後の計画の内容

1 基本方針

野生個体群が大幅に減少していることを踏まえ、引き続き個体数および分布域の推移を把握するとともに、大きく3つの基本方針に基づき計画を実行していく。

- 基本方針1 野生環境（生息域内）保全に向けた検討
- 基本方針2 保護増殖施設（生息域外）保全の推進
- 基本方針3 県民への普及・啓発

基本方針1

野生環境（生息域内）
保全に向けた検討

- 生息状況の把握
- 生息環境保全への配慮
- 野生復帰実施の検討

基本方針2

保護増殖施設
（生息域外）保全の推進

- 分散飼育による種の保存
- 野生復帰に備えた個体数の確保

基本方針3

県民への普及・啓発

- 県施設等での飼育展示や
県ホームページなどでの情報発信
- 県内教育施設等での飼育
- 環境学習への活用

2 野生環境（生息域内）保全に向けた検討

（1）生息状況の把握

シラコバトの保護増殖を適切かつ効果的に推進するために、以下の調査等を継続的に実施することにより、野生個体群を取り巻く状況に関する情報の収集及び実態の把握に努める。

ア 目撃情報の収集

県ホームページ、SNS 等を活用し、広く県民からシラコバトの目撃情報を収集する。

イ 生息個体数の調査

アで得られた情報を参考にして、生息個体数を調査する。

（2）生息環境保全への配慮

野生におけるシラコバトの存続のためには、営巣及び採餌環境を良好な状態に保つことが必要であることから、（1）で得られた情報を踏まえ、環境変化を注視し、保全に配慮する。

（3）野生復帰実施の検討

保護増殖施設での飼育個体に係る野生復帰を視野に入れ、環境省が示す図の考え方に基つき、採餌環境が確保された候補地、適正な野生復帰個体数、生息域内個体

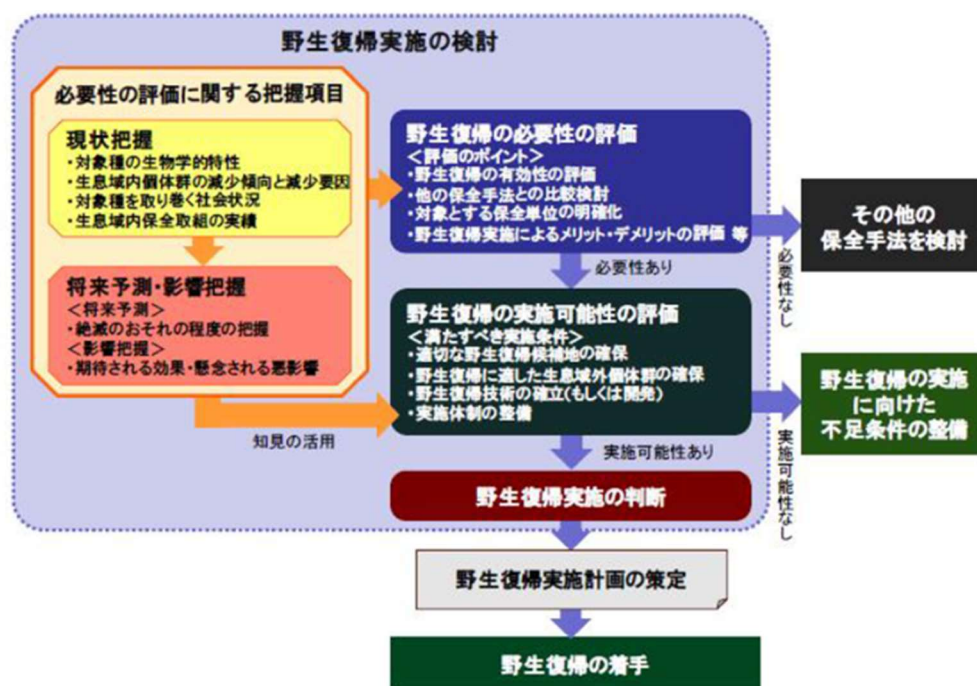
群の遺伝的特性等について調査・検討する。

野生復帰の必要性・可能性について十分に議論し、野生復帰の実施を判断した場合には、野生復帰実施計画を策定した上で、野生復帰のための実行性のある具体的な取組を検討し、実行していく。

野生復帰の可能性を検討する場合、生息環境の整備、シラコバトの環境収容力の確保及び野生下での増大方法を行動実態調査から得られた生態的知見等を用いて明らかにしたうえで実施していく必要がある。

なお、かつて県農林部林務課によって昭和 43・44 年（1968-69 年）に寄居町、日高町（現・日高市）、新座町（現・新座市）で各 20 羽程度放鳥された記録があるが、定着には至っていない。従来の生息地である県東部は都市化が進行していることから、野生復帰実施に当たっては、候補地の選定において、営巣環境・採餌環境を検討した上で、かつて分布を広げつつあった県北部なども視野に検討する必要がある。

図 野生復帰実施に至る検討フロー



（環境省「絶滅のおそれのある野生動植物の野生復帰に関する基本的な考え方」）

3 保護増殖施設（生息域外）保全の推進

第5の3で挙げた動物園等をシラコバト保護増殖施設と位置づけ、以下の目的により保全を推進する。

- ・ 分散飼育による種の保存
- ・ 将来の野生復帰に備えた個体の確保

将来の野生復帰に備えて、保護増殖施設では飼育個体群の遺伝的多様性の把握や個体間の血縁評価に努めながら、一定の個体数の維持を図る。また、積極的な飼育

繁殖により野生復帰に適した個体を確保する。

4 県民への普及・啓発

(1) 県施設等での飼育展示や県ホームページなどでの情報発信

3で得られた繁殖個体を県内各地の県施設等で分散飼育し、広く一般県民に公開することで、誰もが県民の鳥としてシラコバトに親しめる環境を整備する。

また、飼育中に死亡した個体から製作した剥製などを活用し、各地の自然体験施設や博物館等でシラコバトについての普及・啓発を行うとともに、県ホームページやSNSによる情報発信を行い、県民の鳥としていっそう認知されるよう普及・啓発を行う。

(2) 県内教育施設等での飼育

児童・生徒に「県民の鳥 シラコバト」を知ってもらうとともに、生物多様性とその保全への理解を醸成するため、3で得られた繁殖個体の県内小・中・高等・専門学校における飼育の促進に努める。

(3) 環境学習への活用

「県民の鳥 シラコバト」を通じて身近な野生生物や自然環境、生物多様性に関心を持ってもらうことを目的に、学校向けのチラシ等を作成するなど、環境学習への活用を図る。

第9 シラコバト保護対策検討会議による計画の見直し

シラコバト保護対策については、行政関係者、県内シラコバト保護増殖施設及び有識者等で構成されるシラコバト保護対策検討会議において随時検討し、関係者の情報の共有と合意形成を図るものとする。

また、シラコバトの生息状況や生息環境等の変化に応じ、本計画の見直しについて検討する。

【参考文献】

- 黒田長禮（1927）埼玉県下に産する二名鳥の人口育雛．鳥，7（32）．
日本鳥学会．
- 野口英夫（1943）草加付近の鳥．野鳥，10（9）．日本野鳥の会．
- 宇田川龍男（1949）本邦産シラコバトに就て．鳥，12（59）．日本鳥学会．
- 高島春雄（1957）滅びゆく動物たち．中央公論社．
- 三島冬嗣（1957）シラコバトの観察．鳥獣集報，16（1）．林野庁．
- 小杉昭光（1965）シラコバトの消長の歴史的考察．埼玉生物，5．埼玉県高等学校
生物研究会．
- 宇田川孝一（1967）県民の鳥「シラコバト」．どうぶつと動物園，19（2）．
東京動物園協会．
- 埼玉県農林部林務課（1967）「県民の鳥」シラコバト調査報告書．
- 黒田長久（1969）シラコバトの個体数調査．山階鳥類研究所研究報告，5（5）．
山階鳥類研究所．
- 小杉昭光（1972）天然記念物“越谷のシラコバト”．動物と自然，2（2）．
ニュー・サイエンス社．
- 東京都公害局自然環境保護部（1975）東京都産鳥類目録 昭和49年度．
- 伏原春男（1977）シラコバト補遺．野鳥，42（5）．日本野鳥の会．
- 埼玉県教育委員会（1978）埼玉県動物誌．
- 埼玉県教育委員会（1982）天然記念物緊急調査報告 越ヶ谷のシラコバト．
埼玉県史跡名勝天然記念物調査報告書 第3集．
- 埼玉県環境部みどり自然課（2008）埼玉県レッドデータブック 2008 動物編．
- 橋口長和・田辺八州雄・玉井正晴（2008）2000-2001 年におけるシラコバトの分布
と生息地．Strix，26．日本野鳥の会．
- 小荷田行男・浦達也・池野進・川内博・高橋邦年・若田部繁・水野敦子（2011）
2008 年度関東地方におけるシラコバトの個体数と個体数密度．Strix，27．
日本野鳥の会．
- 環境省自然環境局野生生物課（2012）環境省版第4次レッドリスト．
- 小峯昇（2023）シラコバト（Eurasian Collared Dove *Streptopelia decaocto*）の
現状．野外調査研究 第7号（通巻第32号）．
- 日本鳥学会（2024）日本鳥類目録改定第8版．
- Global invasive species database（2025）「*Streptopelia decaocto*」．
Invasive Species Specialist Group．
- 環境省（編），（2026）第5次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の
野生生物 鳥類．環境省，東京．911pp

【付録】

第1 昭和23年～令和7年（1948～2025年）のシラコバト調査結果の推移

年月	分布面積 (km ²)	個体数 (羽)	個体数密度 (羽/km ²)	調査地域（調査面積）	実施者・出典等
S23(1948).2	12.6	60	4.76	越谷	宇田川 龍男
S25(1950).2	12.6	80	6.35	(同上)	(同上)
S34(1959).8	-	141	-	越谷	宇田川 孝一
S35(1960)	21以上	161	9.6	越谷、松伏（40 km ² ）	小杉 昭光
S38(1963).1	-	193	-	越谷	宇田川 孝一
S41(1966).8	52以上	542	10.6	越谷、吉川（81 km ² ）	(同上)
S41(1966).8～ S42(1967).2	-	399	19.4	越谷、松伏（40 km ² ）	小杉 昭光
S42(1967).10～ S43(1968).6	90	580	6.4	春日部、越谷、松伏、吉川など （146 km ² ）	黒田 長久
S54(1979).4～ S57(1982).3	492	-	-	埼玉県東部とその隣接地（1,200 km ² ）	埼玉県教育委員会
H12(2000).1～ H13(2001).12	1,094	-	-	荒川以東の埼玉県東部とその隣接地	橋口 長和ほか
H20(2008).5～7	375	46	8.2	埼玉県東部とその隣接地（1,225 km ² ）	小荷田 行男ほか
H20(2008).12～ H21(2009).1	150	68	5.2	埼玉県東部とその隣接地（1,275 km ² ）	小荷田 行男ほか
H24(2012).6～7	225	24	-	埼玉県東部（800 km ² ）	県生息状況調査
H24(2012).12～ H25(2013).1	300	76	-	埼玉県東部（875 km ² ）	(同上)
H25(2013).12～ H26(2014).1	400	107	-	埼玉県東部（475 km ² ）	(同上)
H26(2014).12～ H27(2015).1	375	103	-	埼玉県東部（600 km ² ）	(同上)
H27(2015).12～ H28(2016).1	350	103	-	埼玉県東部（600 km ² ）	(同上)
H28(2016).12～ H29(2017).1	350	66	-	埼玉県東部（375 km ² ）	(同上)
H29(2017).12～ H30(2018).1	375	75	-	埼玉県東部（400 km ² ）	(同上)
H30(2018).7～8	325	44	-	埼玉県東部（425 km ² ）	(同上)
R1(2019).12～ R2(2020).1	225	38	-	埼玉県東部（400 km ² ）	(同上)
R2(2020).12～ R3(2021).1	125	29	-	埼玉県東部（350 km ² ）	(同上)
R3(2021).12～ R4(2022).1	150	42	-	埼玉県東部（400 km ² ）	(同上)
R4(2022).12～ R5(2023).1	75	29	-	埼玉県東部（350 km ² ）	(同上)
R5(2023).12～ R6(2024).1	75	17	-	埼玉県東部（275 km ² ）	(同上)
R6(2024).12～ R7(2025).1	75	16	-	埼玉県東部（225 km ² ）	(同上)
R7(2025).12～ R8(2026).1	50	7	-	埼玉県東部（225 km ² ）	(同上)

注1) 本調査では分布面積、調査面積は該当する調査ブロックの面積とした。

注 2) 「-」は当該調査時、調査対象項目ではなかったことを示す。

注 3) 本表で示した「個体数密度」とは、調査員が 2km/時で歩き、左右両側 500m 又は 1km の幅に現れた個体数をカウントするラインセンサスの調査結果を示す。

第2 シラコバト行動実態調査によって得られた生態的知見

(1) シラコバト行動実態調査

平成25年度(2013年度)から令和3年度(2021年度)までの9か年にわたり、生息個体群の目視又は発信機追跡による行動圏及び採餌行動等の調査、繁殖状況調査、食性解析及び遺伝子解析を行った。

(2) 調査によって得られた生態的知見の総括

ア 行動圏

目視による行動圏調査(繁殖期及び非繁殖期)の結果、繁殖期の行動圏は最小6ha～最大97ha、非繁殖期の行動圏は最小8ha～最大49haであった。ただし、個体識別が困難であったため、全ての出現個体の位置を包括したものであり、個体ごとの行動圏ではない。そのため、個体数の多い調査地ほど面積が大きい傾向があった。

さらに、発信器追跡による行動圏調査では、三郷市内の養鶏場周辺において、行動圏面積約14haと推定された。日中は養鶏場の北側の変電所内で過ごしていた。一方、久喜市栗橋西中学校周辺では、行動圏面積は約293haと推定された。追跡期間中、この個体は日中のほとんどの時間を養豚場で過ごしていた。

イ 繁殖状況

9か年にわたる繁殖状況調査や行動圏調査において、繁殖状況に関する事例が計21例記録された。雛の巣立ちが確認され、繁殖に成功したものが3例、抱卵または造巣まで至ったものの繁殖に失敗したものが9例、そのほか繁殖成否が不明なものが9例であった。

ウ 営巣環境

9か年にわたる繁殖状況調査や行動圏調査において記録された営巣環境は、樹木が計9例、人工物が計12例、合計21例であった。樹木は人家の庭木の常緑樹であることが多かった。人工物では、工場(食品工場及びゴム工場)の建屋の内外や、人家の倉庫、人家の窓枠が記録された。

エ 採食環境

9か年にわたる繁殖状況調査や行動圏調査の結果、刈田や畑地等の農地や、路上、草地、公園といった様々な環境をシラコバトは採食地として利用していた。養豚場や給餌場といった人為的な飼料が得られる場所の利用も見られた。森林のような上空が開けていない場所や、草丈の高い草地では採食が見られなかった。

オ 食性

目視観察によって記録されたシラコバトの採食物は、全て植物であり、野生植物ではイネ科の雑草やヨウシュヤマゴボウが記録されたほか、圃場に残る稲や麦の落ち穂等の農作物が記録された。

このほか、シラコバトの採食行動が見られた道路上に落ちていた実のDNA解析による種判別及び付近の植物相調査(令和2年度)の結果から、久喜市栗橋西中学校周辺においてシラコバトが採食していた可能性が高い植物として、メヒシバ、

オヒシバ及びイヌビエが挙げられた。また、これらの野草の実と、粃及び養豚飼料を対象として、炭素・窒素安定同位体比及び混合モデルに基づく食性解析（令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度））の結果、野草の実や養豚飼料に比べて粃の依存度が高いことが示唆された。

カ ねぐら

既往調査において記録されたねぐらは、人家の庭木や屋敷林、公園の植木、工場の植木、鉄道車両基地の植木、河川敷の樹木であった。ほとんどが常緑樹であったが、展葉期には落葉樹もねぐらとして利用された。

発信器追跡による行動圏調査（令和元年度（2019年度））の結果、対象個体は追跡期間の約1か月間に5か所のねぐらを転々としていることが確認された。このことがシラコバトの一般的な生態であれば、ねぐらの個体構成や個体数は刻々と変化するものと考えられる。

キ 県内集団の遺伝的多様性

シラコバトの野生集団と動物園飼育集団のミトコンドリアDNAのCOX I遺伝子778bp（base pair：塩基対）と、コントロール領域の一部1130bpの塩基配列をそれぞれ決定した。その結果、COX I遺伝子は全ての個体で同一であり、コントロール領域は2か所の塩基置換が確認された。野生集団は20個体から3つのハプロタイプが検出され、タイプAが6個体、タイプBが11個体、タイプCが3個体であり、タイプBが野生集団の占有率が高いことが示された。動物園飼育集団20個体は全てタイプAを保持していた。野生集団の遺伝的多様性は低くはないが（0.616）、今後注視する必要がある。野生集団と動物園飼育集団は共通したハプロタイプを保持していることから、仮に動物園飼育集団を野外へ放鳥しても遺伝子攪乱の問題は生じないものと考えられた。

【県内集団の遺伝子解析結果】

	検体採取場所	検体数	ハプロタイプ		
			A	B	C
野生集団	鴻巣市	1	1		
	さいたま市岩槻区仲町	1			1
	幸手市	1	1		
	春日部市	2	1	1	
	三郷市	2	1		1
	久喜市	7		7	
	川島町	6	2	3	1
	合計	20	6	11	3
動物園飼育集団	大宮公園こども動物園	1	1		
	狭山市智光山公園こども動物園	2	2		
	埼玉県こども動物自然公園	9	9		
	キャンベルタウン野鳥の森	6	6		
	東武動物公園	2	2		
	合計	20	20		

第3 文化財保護法に基づく諸手続きについて

1 文化財保護法の趣旨

文化財保護法は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的【法第1条】」に、昭和25年に施行された法律である。

文化財には様々な種類があるが、天然記念物は「動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いもの【法第2条】」と定義されている。

天然記念物の指定は、文化財保護法の前身にあたる史蹟名勝天然記念物保存法が公布された大正8年から行われており、野生生物保護、自然保護の様々な法体系が整備される以前から、動植物・自然現象等の重要な保護手段となってきた。

現在でも、優れた自然の風景地を保護する「自然公園法」や、絶滅危惧種の保存を目的とした「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」などとともに、学術的価値・文化的価値に主眼を置いた保護制度として役割を果たしている。

2 シラコバトの指定

「越ヶ谷のシラコバト」は、明治維新後の狩猟解禁や、戦中・戦後の乱獲によって個体数が激減したことを受けて、昭和31年（1956年）に天然記念物に指定された。

指定理由は、「特有の産ではないが日本著名の動物としてその保存を必要とするもの」及び「家畜以外の動物で海外より我が国に移植され現時野生の状態にある著名なもの」とされている。

指定時の主な生息地が越谷市周辺であったことから、指定名称は「越ヶ谷の」となっているが、「トキ」や「カモシカ」などと同様、地域を定めない「種」としての指定であり、国内に生息する全てのシラコバトが文化財保護法による保護の対象である。

3 必要な事務手続き

文化財保護の基本的な考え方として、国の指定であっても、文化財が所在する県や市町村が、地元の宝として主体的に保護に取り組むことが原則となっており、各種の許可申請や届出の際には、地元市町村の教育委員会から県教育委員会を経由して、文化庁に進達を行うことが必要となる。

文化財保護法では、指定対象の現状を変更する行為^{*1}や、保存に影響を及ぼす行為^{*2}を規制することにより、保護を図ることが基本となっている。シラコバトについても、野生個体やその巣に手を触れたり、飼育個体を移動させたり放鳥したりする場合などには、あらかじめ地元教育委員会を通じて文化庁担当官と十分な協議を行った上で許可申請を行い、文化庁長官の許可を受ける必要がある。（一部の現状変更等^{*3}については、県・市に許可権限が委任されている。）

ただし、シラコバトが衰弱している場合の救護措置や、非常災害のために応急の措置をとる場合などは、例外として許可は必要ない（速やかに連絡・報告が必要）。

また、指定対象の置かれた状況を把握し適切な保護措置を講じるため、文化財に「毀損」や「滅失」が生じた際には、届出が必要である。シラコバトの場合、死亡している野生個体を発見した場合や、飼育個体に通常の繁殖・死亡のサイクルとは異なる事故等があった場合には、速やかに地元市町村教育委員会に連絡を行い、滅失届*⁴を提出する必要がある。飼育個体の日常的な死亡に関しては、一定期間分をまとめて滅失届*⁴を提出する。

＊ 1 現状を変更する行為

シラコバトの場合、個体に直接触れる諸行為（捕獲、標識・発信機装着、移動、飼育等）や、個体群の現状を変更する諸行為（放鳥等）。

＊ 2 保存に影響を及ぼす行為

シラコバトの場合、生息に直接的な影響を及ぼす行為。巣の除却、ねぐらとなっている樹木の伐採・剪定等。

＊ 3 権限委任されている現状変更等

① 天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

② 個体の保護、生息状況調査のため必要な捕獲、捕獲個体の飼育、標識・発信機装着、血液等組織採取

③ 動物園相互間の譲受け又は借受け（JAZA 加盟館園間の移動に限る。市町村をまたぐものは県、またがないものは市で許可できる。申請は、譲受け・借受け側施設が、所在市町村教育委員会を経由して行う。）

④ 電柱に作られた巣（繁殖に使用中のもの以外）の除却

＊ 4 滅失届の作成主体

飼育個体については所有者（管理者）が作成する。野生個体については無主物のため、地元市町村文化財主管課が作成する。

4 関係法令等

・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

（指定）

第 109 条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第 184 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

二 第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

・文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変

更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ～ト（略）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ（略）

- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

申請・届出書の記載事項などが定められている。文化庁ホームページなどに掲載されているので、申請・届出を行う際には参照のこと。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/hogoho_kisoku.html

5 連絡先

- ・市町村教育委員会 文化財主管課
各市役所・町村役場にお問い合わせください。
- ・埼玉県 教育局 教育総務部 文化財・博物館課 指定文化財担当
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
Tel. 048-830-6981 Fax. 048-830-4965
E-mail: a6910-04@pref.saitama.lg.jp

6 様式

- ・現状変更等許可申請書
- ・現状変更等終了報告書
- ・滅失届

文化財保護の観点から認められる内容になるよう、事前に文化庁と協議を行い、準備を進める必要があります。必要性、手法の妥当性、リスク管理、代替案の有無などについて、十分な説明が求められます。また、書類提出から許可まで日数がかかります（目安：国許可2か月程度、県許可2～3週間程度）。現状変更等の計画がある場合には、早めに市町村教育委員会文化財主管課を通じ、県教育局文化財・博物館課に御連絡ください。

〇〇第 号
令和〇年〇月〇日

文化庁長官 様
(権限委任の場合、埼玉県教育委員会/〇〇市教育委員会 宛)

(申請者)

天然記念物「越ヶ谷のシラコバト」現状変更等許可申請書

国指定天然記念物「越ヶ谷のシラコバト」について現状変更（保存に影響を及ぼす行為）をしたいので、文化財保護法第125条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
天然記念物 越ヶ谷のシラコバト
- 2 指定年月日
昭和31年1月14日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
地域を定めず
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
(野生個体の場合、「なし」)
(飼育個体の場合、所有者・管理者等を記載)
- 5 権限に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
- 6 管理団体がある場合はその名称及び事務所の所在地
なし（文化財保護法に基づき指定された管理団体。必ず「なし」と記載）
- 7 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
なし（文化財保護法に基づき指定された管理責任者。必ず「なし」と記載）
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
(現状変更等を行おうとする者の情報を記載)
- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由
(目的、必要性、文化財保護上の意義等を記載)
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
(簡潔に記載。詳細は、設計仕様書・設計図等として添付資料とすることも可。)
- 11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
「・・・のため、滅失・毀損は生じない。・・・の配慮を行ったため、天然記念物の保存に及ぼす影響は小さい。飼育個体に関する現状変更等のため、天然記念物の野生個体群への影響はない。」等と記載。
- 12 現状変更等の開始及び終了の予定時期

開始 許可日以降

終了 令和○年○月○日

- 13 現状変更等に係る地域の地番
(具体的に記載。広域の場合には代表地番を記載し、一覧表や地図等を添付書類とすることも可。)
- 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
(決まっていれば記載)
- 15 その他参考となるべき事項
(必要に応じて)

添付書類（現状変更等の設計仕様書及び設計図、現状変更等を行おうとする場所の地図・写真、現状変更等を必要とする理由を証する関連資料、等）

※ 書類を経由する市町村教育委員会は、文化財保護の観点から当該文化財所在市町村教育委員会としての意見を添えて、県教育委員会に進達。

文化庁長官 様
(権限委任の場合、埼玉県教育委員会/〇〇市教育委員会 宛)

(報告者)

天然記念物「越ヶ谷のシラコバト」現状変更等終了報告

令和〇年〇月〇日〇〇第〇〇号で許可のあった国指定天然記念物「越ヶ谷のシラコバト」の現状変更（保存に影響を及ぼす行為）が終了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
天然記念物 越ヶ谷のシラコバト
- 2 指定年月日
昭和31年1月14日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
地域を定めず
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
(野生個体の場合、「なし」)
(飼育個体の場合、所有者・管理者等を記載)
- 5 権限に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
- 6 管理団体がある場合はその名称及び事務所の所在地
なし(文化財保護法に基づき指定された管理団体。必ず「なし」と記載)
- 7 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
なし(文化財保護法に基づき指定された管理責任者。必ず「なし」と記載)
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
(申請書と同様の内容を記載)
- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とした理由
(目的、必要性、文化財保護上の意義等を記載)
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
(申請書と同様の内容、または許可された内容の範囲内であること。完了形で簡潔に記載。詳細は、設計仕様書・設計図等として添付資料とすることも可。)
- 11 現状変更等により生じた物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼした影響に関する事項
「・・・のため、滅失・毀損はなかった。・・・の配慮を行ったため、天然記念物の保存に及ぼす影響は小さかった。飼育個体に関する現状変更等のため、天然記念物の野生個体群への影響はなかった。」等と記載。
- 12 現状変更等の開始日及び終了日
開始 令和〇年〇月〇日
終了 令和〇年〇月〇日(必ず許可された期間の範囲内であること。)
- 13 現状変更等に係る地域の地番
(具体的に記載。広域の場合には代表地番を記載し、一覧表や地図等を添付書類とすることも可。)
- 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

- (施行者を記載)
- 15 その他参考となるべき事項
(必要に応じて)

添付書類（現状変更等の記録・写真、現状変更等を行った場所の地図・写真、等）

※ 書類を経由する市町村教育委員会は、文化財保護の観点から当該文化財所在市町村教育委員会としての意見を添えて、県教育委員会に進達。

シラコバトの滅失が発生した場合には、速やかに当該市町村教育委員会文化財主管課を通じ、県教育局文化財・博物館課に御連絡ください。

〇〇第 号
令和〇年〇月〇日

(「10 滅失の事実を知った日」から 10 日以内↑)

文化庁長官 様

(届出者)

天然記念物「越ヶ谷のシラコバト」滅失届

文化財保護法第 120 条で準用する同法第 33 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
天然記念物 越ヶ谷のシラコバト
- 2 指定年月日
昭和 31 年 1 月 14 日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
地域を定めず
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
(野生個体の場合、「なし」)
(飼育個体の場合、所有者・管理者等を記載)
- 5 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
なし(文化財保護法に基づき指定された管理責任者。必ず「なし」と記載)
- 6 管理団体がある場合はその名称及び事務所の所在地
なし(文化財保護法に基づき指定された管理団体。必ず「なし」と記載)
- 7 滅失の事実の生じた日時
令和〇年〇月〇日〇時頃(詳しくわからなければ、わかる範囲で記載)
- 8 滅失の事実の生じた当時における管理の状況
(日常管理の状況、滅失時の状況を記載)
- 9 滅失の原因
(詳しくわからなければ、わかる範囲で記載)
- 10 滅失の事実を知った日
令和〇年〇月〇日〇時頃
- 11 滅失の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項
(地元教育委員会への報告状況、滅失個体の取り扱い、再発防止策等を記載)

添付書類(滅失の状態を示す写真・図面、滅失の生じた位置図、飼育個体の場合は日常管理の状況を示す図面・写真、再発防止策の詳細等)

第4 埼玉県シラコバト保護計画策定・改定の経緯

1 計画策定の経緯

本計画の策定にあたり以下の会議を開催し、関係機関及び有識者の意見を聴取した。

第1回シラコバト保護対策検討会議

平成24年（2012年）12月19日（埼玉県庁環境部会議室）

第2回シラコバト保護対策検討会議

平成25年（2013年）3月14日（埼玉会館6C会議室）

第3回シラコバト保護対策検討会議

平成25年（2013年）5月27日（埼玉県庁環境部会議室）

第4回シラコバト保護対策検討会議

平成26年（2014年）2月4日（埼玉教育会館103会議室）

【シラコバト保護対策検討会議委員（敬称略）】※策定当時

埼玉県こども動物自然公園

埼玉県大宮公園小動物園

狭山市智光山公園こども動物園

キャンベルタウン野鳥の森

公益財団法人 埼玉県生態系保護協会

埼玉県鳥獣保護員

小荷田行男

埼玉県鳥獣保護員

橋口 長和

NPO法人自然観察指導員埼玉 代表理事

小峯 昇

越谷市環境経済部環境政策課

埼玉県教育局生涯学習文化財課

埼玉県環境科学国際センター

埼玉県越谷環境管理事務所

埼玉県環境部みどり自然課

助言者

東京大学大学院准教授（埼玉県文化財保護審議会委員） 石田 健

2 計画改定の経緯

本計画の改定にあたり以下の会議を開催し、関係機関及び有識者の意見を聴取した。

第 15 回シラコバト保護対策検討会議

令和 7 年（2025 年）3 月 21 日（環境科学国際センター研修室及び Web）

第 16 回シラコバト保護対策検討会議

令和 8 年（2026 年）3 月 30 日（環境科学国際センター研修室及び Web）

【シラコバト保護対策検討会議委員（敬称略）】※改定当時

埼玉県文化財保護審議会委員	石田 健
埼玉県絶滅危惧動物種調査団 副代表	小峯 昇
埼玉県鳥獣保護管理員	小林 みどり
	佐野 和宏

公益財団法人 埼玉県生態系保護協会

埼玉県こども動物自然公園

埼玉県大宮公園小動物園

狭山市智光山公園こども動物園

キャンベルタウン野鳥の森

東武動物公園

越谷市環境政策課

埼玉県教育局文化財・博物館課

埼玉県越谷環境管理事務所

埼玉県環境部みどり自然課

埼玉県環境科学国際センター